

ふれあい公園の魅力向上に向けたサウンディング型市場調査  
実施要領

令和5年6月9日  
猪名川町まちづくり部建設課

1 基本的事項

(1) 調査の目的

猪名川町の南部に位置するふれあい公園は、ニュータウン開発に伴って整備され、平成4年に区域の一部を供用開始し、平成9年より全面供用を行ってきました。ふれあい公園は町内の公園で唯一の総合公園であり、その規模も町内で最も大きな都市公園となっています。園内には、猪名川町文化体育館、生涯学習センター（図書館・中央公民館）があり、多くの町民が利用しています。一方で、ふれあい公園は、整備から一定年数が経過するため、各種施設の老朽化をはじめとする様々な課題等が生じてきています。

これらを踏まえ、本町では、多様なニーズに対応したより魅力ある公園を創出すること、財政負担の軽減を図りながら施設等を適切に整備・管理し、公園の質を向上させることを目指し、公募設置管理者制度（Park-PFI）の導入や民間事業者による植栽管理等の一体的な管理運営を検討しています。

ふれあい公園の魅力向上に向けたサウンディング型市場調査（以下「本調査」という。）は、民間事業者との対話を通して公募設置管理者制度（Park-PFI）に対する導入の可能性、意見、課題、その他アイデア等の情報収集を行い、検討を進展させることを目的に実施するものです。

(2) 対象施設の概要



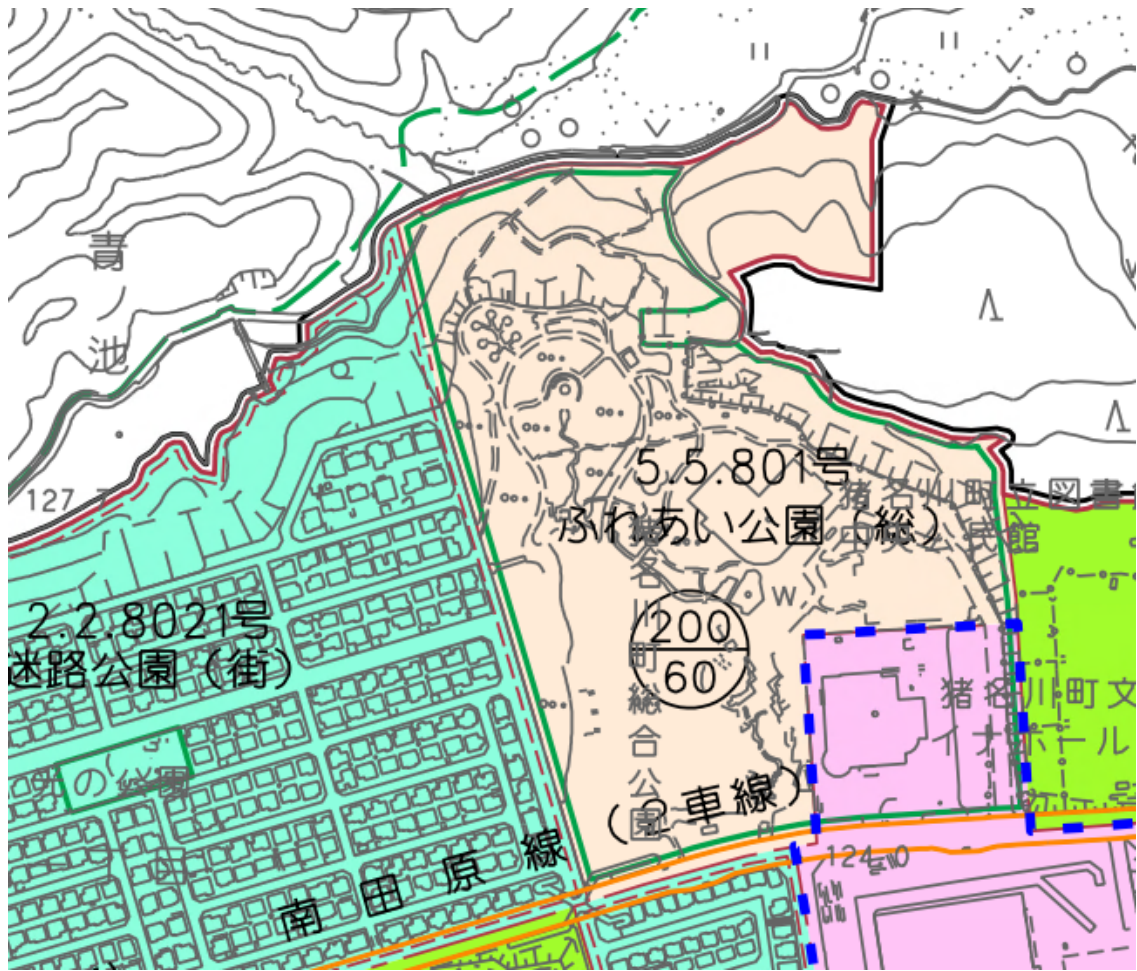
所在：白金1丁目

面積：10.1ha

駐車場（内文化体育館管理区域）：普通 255 台（内 136 台）、身体障害者用 6 台（内 3 台）  
大型 8 台（内 8 台）

町整備建築面積：6,508 m<sup>2</sup>（休養・教養・運動施設）

700 m<sup>2</sup>（その他施設）



	第二種住居地域		
	近隣商業地域		第2種特別業務地区

【都市計画法による土地利用規制等】

都市計画区域：都市計画区域内 市街化区域

用途地域：第二種住居地域（文化体育館区域を除く。）、近隣商業地域（文化体育館区域）

特別用途地区：第二種特別業務地区（文化体育館区域）

地区計画：地区計画区域内、地区整備計画区域外

容積率、建蔽率：200%、60%（文化体育館区域を除く。）

300%、80%（文化体育館区域）

立地適正化計画：未策定

都市計画決定：種別 総合公園、名称 ふれあい公園、番号 5.5.801、

面積 約10.1ha、告示年月日 平成3年8月9日、

告示番号 兵庫県告示第1215号

(3) サウンディングの対象者

サウンディングの対象者は、対象施設の魅力向上に向けた事業の実施主体となる意向を有する民間事業者又はNPO法人（以下、「法人等」という。）若しくは複数の法人等が構成するグループ（以下、「グループ」という。）です。業種・業態を問いませんが、次のいずれかに該当する場合は、サウンディングの対象者として認めません。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- エントリーシート提出時点で、猪名川町指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）に違反している事実がある者
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員または当該構成員を含む団体
- 猪名川町不当要求行為等防止対策要綱に規定する不当要求行為等を行ったことがある者
- 町税及び法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

#### (4) 猪名川町が管理するふれあい公園の特徴と課題

ふれあい公園には、特徴を表す二つの公園施設があり、各種のスポーツやコンサートなどが可能な「体育」と「文化」の拠点である文化体育館と、図書館機能と公民館機能を有する「生涯学習」や「地域コミュニティ」の拠点である生涯学習センターがあります。また園内には芝生広場やピクニック広場、展望台、ジョギングコースとして利用される園路、滝施設、水流施設、池施設などがあります。

非常時においては、猪名川町地域防災計画で、町域で大規模災害等が発生した場合、ボランティアの受入れ窓口や救援物資の収集拠点として文化体育館が設定されていること、原子力災害時における広域避難受入れとして福井県高浜町からの避難者受入れ施設に文化体育館、生涯学習センターが設定されていること、災害対策用ヘリコプターの臨時離着陸場適地としてふれあい公園が設定されていることから、災害時の拠点としての役割を有し「防災」の特徴を持ちます。

課題としては、当初の供用開始から30年以上が経過し、各種施設の老朽化や樹木の巨木化が進んでいます。展望台周辺の花畑や遊具広場、野草観察園、水辺の植物園など整備当初の姿を維持できずにいる場所や、北側サブエントランスに至る自然探勝林や散策路など利用者の少ない区域、滝施設をはじめとする常時稼働を行っていない施設など、十分な活用ができていない施設があります。また厳しい財政状況・人員制約の中、芝生や池の維持管理といった業務の効率化が求められています。

これらの課題に対応するため、ふれあい公園を再生・再構築し、猪名川町の魅力向上を図っていく必要があります。

代表的な課題は下記のとおりです。

- 維持管理経費の節減
- 民間企業との連携（Park-PFI、PPP手法、公園管理事務所の設置）
- 利用促進（広報、イベント、市民活動支援）
- 施設の老朽化（遊具、東屋、園路、トイレ）
- 魅力の向上（トイレ、便益施設、ピクニック広場）
- 景観の向上（池施設、芝生広場、公園樹木・野草・花の育成）
- 施設管理者との連携事業（文化体育館、生涯学習センター）
- 未利用エリアの活用（滝施設周辺、自然探勝林エリア周辺、水流施設）
- 近隣の学校・店舗・事業所との連携

(5) サウンディングの事項及び項目

サウンディングの事項は、「ア 再整備」、「イ 管理運営（利用促進を含む）」です。この中から1つ以上の事項を対象に、ご意見・ご提案をお聞かせください。ただし、提案内容は、提案者自らが主体となって実施し、都市公園や周辺地域の魅力向上に資する事業に限ります。

事業手法としては、公募設置管理制度（Park-PFI）の活用を想定しておりますが、設置管理許可制度等についても提案可能とします。

また、管理運営との連携を図る観点から、指定管理者制度などの管理手法との組み合わせについても提案可能とします。

ア 再整備

都市公園の利便性の向上や賑わいの創出等が図られる再整備事業を対象に、次の項目についてのご意見・ご提案をお聞かせください。ただし、提案内容は、提案者が新規に整備するものだけではなく、老朽化した施設を撤去・更新等するものを含みます。また、事業期間の目安は、最大20年間とします。

なお、都市公園法に基づく公募設置管理（Park-PFI）制度又は設置・管理許可制度の活用を想定しています。

【サウンディングの項目】

- 事業を実施する区域、範囲
- 公園施設のうち希望する公募対象公園施設及び特定公園施設
- 事業内容（実施内容、事業方式、期間、対象者、集客範囲、予想客数、収益モデル等）
- 他事業者との連携希望の有無
- 都市公園や周辺地域の魅力向上の視点
- 周辺地域との連携の視点
- その他（実施にあたっての課題、制度改正提案、公園運営に期待すること等）

## イ 管理運営（利用促進を含む）

ふれあい公園の管理運営事業を対象に、次の項目についてのご意見・ご提案をお聞かせください。提案内容は、経費の節減及び利用者サービスの向上を図る指定管理によるもの、通常の維持管理業務を一括して実施するものなど、都市公園等の維持管理及び運営管理に係る事業としてください。

また、ふれあい公園が、休養、レクリエーション、健康づくり、スポーツ、地域交流、商業・観光、福祉向上等の多様な目的に利活用され、利用の促進や活性化が図られる事業についてのご意見・ご提案についてもお聞かせください。

なお、管理運営事業については地方自治法に基づく指定管理又は管理委託若しくは委託業務による事業を想定しています。

また、利用促進事業については猪名川町都市公園条例に基づく行為許可（イベント実施（仮設を含む）又はプログラム提供）による事業を想定しています。

### 【サウンディングの項目】

- 事業を実施する区域、範囲
- 事業内容（実施内容、事業方式、期間、収益モデル等）
- イベント事業（仮設を含む）又はプログラム提供
- 他事業者との連携希望の有無
- 都市公園や周辺地域の魅力向上の視点
- 周辺地域との連携の視点
- その他（実施にあたっての課題、制度改正提案、公園運営に期待すること等）

## 2 調査のスケジュール

調査のスケジュールは、次のとおりです。

実施要領の公表	令和5年6月9日（金）
現地説明会の参加申込期限	令和5年6月23日（金）
現地説明会の開催	令和5年6月30日（金）
サウンディング参加申込期限	令和5年7月21日（金）
サウンディングの実施	令和5年8月3日（木）～8月23日（水）
サウンディング結果の公表	令和5年9月中

### 3 現地説明会の開催

サウンディングの実施方法や対象施設の概要等について、サウンディングへの参加を希望する事業者向けの現地説明会を開催します。参加を希望される場合は、様式第1号「現地説明会申込書」に必要事項を記入し、期日までに下記申込先へ電子メールにてご提出ください。

なお、現地説明会への参加は、サウンディングへの参加の条件ではありません。

また、公園は自由に散策できますので、説明会以外の日時に視察いただいても構いません。

(※ただし、文化体育館及び生涯学習センターについては施設管理者及び利用者に配慮して見学してください)

#### (1) 申込受付期間

令和5年6月9日(金)～令和5年6月23日(金) 17時30分

#### (2) 申込先

メール：kensetsu@town.inagawa.lg.jp

(猪名川町まちづくり部建設課)

※電子メールの件名は、【現地説明会参加申込】としてください。

#### (3) 現地説明会開催日時

令和5年6月30日(金) 13時30分～16時

#### (4) 会場

ふれあい公園内文化体育館(猪名川町白金1丁目74-24)



#### 4 質問

サウンディングの実施方法や対象施設の概要等について、質問を希望される場合は、様式第2号「質問書」に必要事項を記入し、期日までに下記申込先へ電子メールにてご提出ください。ただし、質問内容がサウンディングと無関係であると思われる等の場合、回答できないことがあります。

なお、質問は、サウンディングへの参加の条件ではありません。また、質問内容及び本町の回答は、令和5年7月中旬にHPで公表します。

##### (1) 申込受付期間

令和5年6月9日（金）～令和5年7月5日（水）17時30分

##### (2) 申込先

メール：kensetsu@town.inagawa.lg.jp

（猪名川町まちづくり部建設課）

※電子メールの件名は、【質問書送付】としてください。

#### 5 サウンディングの提案募集

サウンディングへの参加を希望される場合は、様式第3号「エントリーシート」及び様式第4号「サウンディングシート」に必要事項を記入し、期日までに下記申込先へ電子メールにてご提出ください。その他、必要に応じて、補足資料（イメージパース、配置図等）もご提出ください。

##### (1) 申込受付期間

令和5年6月9日（金）～令和5年7月21日（金）17時30分

##### (2) 申込先

メール：kensetsu@town.inagawa.lg.jp

（猪名川町まちづくり部建設課）

※電子メールの件名は、【サウンディング参加申込】としてください。

## 6 サウンディングの実施

提案書類に基づき、60分程度を目安にサウンディングを実施します。実施日時及び場所については、提案募集の申込受付期間終了後1週間以内を目途に、様式第3号「エントリーシート」に記入されたサウンディングご担当者様あてに連絡いたします。

### (1) 実施期間

令和5年8月3日(木)～令和5年8月23日(水)

### (2) 場所

猪名川町役場本庁舎2階会議室1(猪名川町上野字北畑11-1)

※都合により変更する場合があります。

### (3) その他

- サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。
- サウンディングの実施に際して、サウンディングへの参加申込の際に提出された提案書類以外の説明資料等がある場合は、提出分として計2部ご持参ください。
- 説明のために必要な場合は、パソコンやプロジェクター等をご持参いただいて構いません。

## 7 サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要をホームページ等で公表します。ただし、参加事業者の名称及びノウハウに係る内容は、公表しません。公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

## 8 留意事項

### (1) 参加事業者及び提案内容の取り扱い

- サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。
- 提出されたエントリーシート、サウンディングシート、その他の書類等は返却しません。
- サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- サウンディング参加への対価、結果に対する報酬等はありません。
- 提案内容が調査の目的から逸脱していると考えられる場合又は同種の提案が多数あった場合は、書面調査のみとさせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 提案内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことをご理解ください。

### (2) 追加サウンディングへの協力

- 本サウンディング終了後も、必要に応じて追加のサウンディング（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

## 9 別紙様式

- 様式第1号「現地説明会」
- 様式第2号「質問書」
- 様式第3号「エントリーシート」
- 様式第4号「サウンディングシート」

## 10 問い合わせ先

実施要領について質問等がある場合は、下記の連絡先まで気軽にお問い合わせください。

連絡先：猪名川町まちづくり部建設課 担当：馬瀬、手束

TEL：072-766-8705 FAX：072-766-8881

メール：kensetsu@town.inagawa.lg.jp